

平成24年度発注者支援業務等に関する民間事業者からの質問及び回答

Q 1 その他の業務について

積算資料作成業務（電気）において設定される同種又は類似業務が「発注者支援業務」となっているが、これには積算資料作成業務（電気）を含むことでよいか。

A 1 よい。

Q 2 配置予定担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績について

履行期間のうち一部の期間のみ従事した場合も、同種又は類似業務として評価されるか。

A 2 担当技術者として届出がなされている者については、同種又は類似実績として評価する。

Q 3 業務内容が電気通信設備工事のみのものについて

昨年同様、一般の建設コンサルタント業務等として入札契約手続きを実施することによいか。

A 3 一般の建設コンサルタント業務等として入札契約手続きを実施する予定である。

Q 4 工事監督支援業務について

発注者の庁舎等を使用できない「持ち帰り型」か。

A 4 基本的に「持ち帰り型」となる。

Q 5 業務実施体制の記載方法について

業務実施体制は、業務実施方針の提出枚数（A 4サイズ、2枚以内）とは別葉と考えてよいか。

A 5 よい。

Q 6 河川許認可審査支援業務の業務内容について

事前協議への対応は、受注者だけで行うのか。

A 6 基本的には発注者も一緒に対応する。

Q 7 配置予定管理技術者の手持ち業務量について

手持ち業務において示されている”国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務”とは、中国地整だけではなく全国を対象とするのか。

A 7 手持ち業務における低入札業務は全国の整備局（内閣府沖縄総合事務局開発建設部を含む）発注の業務を対象としている。

Q 8 中立・公平性に関する要件について

当該工事の出来形計測に関する測量業務を下請けしている場合は、この中立公平性に関する要件に該当するか。

A 8 実施要項に記載のとおり、「発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう」ものであり、調査業務等も含め当該工事に係る下請けが該当する。

Q 9 中立・公平性に関する要件について

中立・公平性に関する要件は発注事務所が異なれば該当しないか。

A 9 中立・公平性に関する工事とは、当該業務の発注事務所が発注する工事であり、他事務所発注工事は関係しない。

Q 10 業務実績に関する要件について

平成23～24年度の2ヶ年を履行期間とする業務の受注実績は、業務実績として認められるか。

A 10 求められる業務実績は「平成14年度以降に完了した業務（平成23年度完了予定も含む）」の実績であり、平成23～24年度の2ヶ年を履行期間とする業務の受注実績は未完了であることから業務実績として認められない。